

## 船橋市生活保護法による被保護者民間賃貸住宅家賃等債務保証料支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）に基づき同項の規定に準じた被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者（以下これらを「被保護者等」という。）が転居等に際し必要となる賃貸住宅家賃等債務保証契約料（以下、「保証料」という。）を支給することにより、その賃貸借契約を可能とし、被保護者等の福祉向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 支給対象者は、船橋市における被保護者等であり、手持金等、自己の資力をもってしては保証料を負担できない者であることとする。

### (保証料の額)

第3条 支給する保証料の額は、住宅扶助の限度額の50%の額を支給限度額とし、当該契約に必要な実費相当額とする。

ただし、生活保護法に定める住宅費により保証料の支給を受けたときは、住宅費による支給金額と実費相当額との差額を支給限度額内で支給するものとする。

### (支給申請)

第4条 保証料の支給を受けようとする者は、民間賃貸住宅家賃等債務保証料支給申請書（第1号様式）に保証料見積書を添えて、市長に申請しなければならない。

### (支給の決定)

第5条 市長は、申請があった時はその内容を審査し、申請者に民間賃貸住宅家賃等債務保証料支給可否決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (支給決定の取消し等)

第6条 偽りその他不正の手段により保証料を支給する旨の決定を受け、又は保証料の支給を受けた者がいるときは、市長は、保証料を支給する旨の決定を取り消し、又は既に支給した額の全部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

(第1号様式)

民間賃貸住宅家賃等債務保証料支給申請書

年 月 日

船橋市長あて

申請者	住所					電話 番号			
	氏名(自署)	Ⓜ							
<p>私は保証料の支給について、手持金等、自己の資力では保証料を負担できないため、船橋市生活保護法による被保護者民間賃貸住宅家賃等債務保証料支給要綱に基づき下記のとおり申請します。</p> <p>なお、保証料については、下記口座を振込先に指定します。</p>									
振込先指定口座	金融機関名	(いずれかに〇)	金融機関コード			支店名		店番号	
		銀行・信用金庫 信用組合・農協							
	預金種目	口座番号				口座名義人(カタカナで記入)			
	普通・当座								
記									
世帯員数			保証料実費相当額			添付書類			
人			円			保証料見積書			

(第2号様式)

船 生 第 号  
年 月 日

民間賃貸住宅家賃等債務保証料支給可否決定通知書

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった民間賃貸住宅家賃等債務保証料の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給する。

支給決定金額 円

(支給決定金額算出根拠)

- ・住宅扶助費限度額 円 — ①
- ・支給限度額 ①×50% = 円 — ②
- ・保証料実費相当額 円 — ③
- ・生活保護法による住宅費  
により支給した保証料の額 円 — ④
- ・③から④を差引いた額 円 — ⑤
- ・②と⑤のいずれか小さい方の額 円 (支給決定額)

2 支給しない。

理由